

全日本トラック協会ニュース

2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業

申請受付は7月1日から14日まで

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特例措置を設けました
4月24日からインターネットによる申請書の作成が可能

認定マーク『Gマーク』



“G”の由来は、
Good「良い」、Glory「繁栄」の
頭文字「G」を取ったものです。

安全性優良事業所は全国で 25,948 事業所

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会は、2020年7月1日(水)から7月14日(火)【土・日曜日は除く】まで、「2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」の申請を受け付けます。

紙媒体の申請書類は、5月8日(金)から地方貨物自動車運送適正化事業実施機関において頒布されますが、これに先駆けて4月24日(金)より全日本トラック協会ホームページにおいて申請案内等を掲載するとともに、インターネットにより申請書の作成を行う申請書作成システムを同日より7月14日(火)までの間、運用することとしています。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特例措置を設けることといたしました。

申請の受付については、感染拡大を防止するため、申請書類一式を地方実施機関へ郵送することといたしました。

さらに、評価項目「Ⅰ. 安全性に対する法令の遵守状況」及び「Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性」について、感染拡大防止の観点から実施が難しい場合の特例措置、その他厚生年金保険料納付確認の特例措置を設けることといたしました。詳細については、別添の『新型コロナウイルス感染拡大防止に係る貨物自動車運送事業安全性評価事業の特例措置について』、または全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

--- 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）とは ---

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、事業者の安全性を正當に評価し、認定し、公表する制度であり、2003年（平成15年）7月より開始。

認定を受けた事業所は認定証が授与されるとともに、認定マーク及び認定ステッカーを「安全性優良事業所」の証しとして使用することが認められ、「安全性優良事業所」であることを荷主企業や一般消費者等にアピールすることができます。

2020年3月現在、全国で25,948事業所を「安全性優良事業所」として認定しています。

2020 年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の概要

1. 申請受付期間

2020年7月1日(水)～7月14日(火)【土・日曜日は除く】

※申請書類は、地方実施機関において郵送により受け付けます。

2. 申請書類の頒布

(1) インターネットによる頒布

①頒布開始日：2020年4月24日(金)

②頒布方法：申請案内 → 全日本トラック協会ホームページ <http://www.jta.or.jp>

申請書・自認書 → 申請書作成システム <https://gmark.jta.or.jp/gmark/>

※申請書作成後、申請受付期間中に地方実施機関(都道府県トラック協会)において、郵送による受付手続きを行う必要があります。

(2) 紙媒体による頒布

①頒布開始日：2020年5月8日(金)

②頒布方法：申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関(各都道府県トラック協会)より入手して下さい。【土・日曜日は除く】

3. 申請資格要件

2020年7月1日現在で以下の要件を満たす事業所

①事業開始後(運輸開始後)3年を経過していること。

②配置する事業用自動車の数が5両以上であること。

4. 認定要件

下記の認定要件を全て満たす事業所を「安全性優良事業所」として認定します。

①各評価項目の評価点数の合計点が80点以上(101点満点)であること。

②各評価項目において下記の基準点数を満たしていること。

I. 安全性に対する法令の遵守状況・・・32点(40点満点)

II. 事故や違反の状況・・・・・・・・・・21点(40点満点)

III. 安全性に対する取組の積極性・・・・12点(21点満点)

③法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。

④社会保険等への加入が適正になされていること。

5. 安全性優良事業所の認定の有効期間

2021年1月1日～2022年12月31日までの2年間(新規認定事業所の場合)

※更新事業所の場合は、2021年1月1日より3年間(初回更新事業所の場合)

又は4年間(2回目更新以降の事業所の場合)

6. その他

複写式申請書(手書き記入)による申請の場合には、申請書実費1,000円(税込)を収受させていただきます。詳細は申請案内をご覧ください。

※申請書作成システムで作成した申請書による申請の場合は、無料です。

【お問い合わせ先】 公益社団法人 全日本トラック協会

適正化事業部 板倉・谷・布施・松本

☎ 03-3354-1067 (適正化事業部直通)

総務部広報室 齋藤

☎ 03-3354-1029 (広報室直通)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る 貨物自動車運送事業安全性評価事業の特例措置について

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」について、下記のとおり特例措置を講じます。

1. 申請受付に係る特例措置

原則、郵送による地方実施機関への申請書類の提出とする。(7月1日～14日必着)

申請事業所は、資料を郵送する際に簡易書留(信書)など荷物追跡が可能な方法で発送して下さい。

原則は郵送による申請ですが、個別対応については地方実施機関にご連絡をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対応等が難しい地方実施機関もありますので
ご理解を賜りますようお願いいたします。

2. 評価項目に係る特例措置

1. 安全性に対する法令の遵守状況(配点40点)

(1)中項目1から5(地方実施機関による巡回指導結果)について

新規申請、更新申請A方式またはB方式を選択した場合であって、巡回指導の実施が困難な場合については、直近の巡回指導結果を点数化し、評価を実施します。(直近の巡回指導結果がない場合は、期限までに巡回指導を実施いたします。)

(2)中項目6(運輸安全マネジメント取組状況)について

特例措置は設けません。

2. 事故や違反の状況(配点40点)

特例措置は設けません。

3. 安全性に対する取組の積極性(配点21点)

新型コロナウイルス感染拡大の影響がある期間(2020年3月～6月)で実施できなかった取組について、下記の自認項目に限り、別に定める自認書で評価をいたします。

項目2. 事業所内で安全対策会議(安全に関するQC活動を含む。)を定期的実施している。

安全対策会議について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった1回についてのみ自認書(別紙1)で確認いたします。

項目3. 荷主企業、協力会社又は下請会社との安全対策会議を定期的実施している。

安全対策会議について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった1回についてのみ自認書(別紙2)で確認いたします。

項目5. 外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。

外部機関の研修について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった1回についてのみ自認書(別紙3)で確認いたします。

項目6. 特定の運転者以外にも適性診断(一般診断)を計画的に受診させている。

適性診断(一般診断)について、感染拡大の影響がある期間に受診予定であった場合には、自認書(別紙4)で確認いたします。

※別紙1～別紙4については、全日本トラック協会ホームページに掲載しております。

3. 提出書類

- ① 安全性評価申請書(第1号様式、第6号様式)
 - ② ①の申請書が複写式申請書(手書きの場合)は支払いを証する書類
 - ③ 厚生年金保険料の納付が確認できる書類の写し(事前提出制度を利用した場合は必要ありません)
 - ④ 自動車事故報告書の写し及び事故に関する関連資料 ※該当する事業所に限ります。
 - ⑤ 安全性に対する取組状況についての自認書(第2号様式)、チェックリスト及びその取り組みを証する書類並びに新型コロナウイルスの影響で実施できなかった取組についての書面(別紙1～別紙4)
※新規、更新A方式、C方式、D方式を選択した場合に限ります。
 - ⑥ 運輸安全マネジメント取組状況についての自認書(第10号様式)、チェックリスト及びその取り組みを証する書類 ※新規、更新A方式、B方式を選択した場合に限ります。
 - ⑦ 役員名簿(第2号の2様式) ※新規、更新A方式、C方式、D方式を選択した場合に限ります。
- ※詳細は申請案内16ページ～19ページを参照

4. 厚生年金保険料納付確認に係る特例措置

日本年金機構が、新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度を3月19日に設けたことを踏まえ、**年金事務所へ猶予の申請を行った事業所**について下記の措置を講じます。

猶予の申請を行った事業所は、確認対象の2020年4月分または5月分の厚生年金保険料について

2020年1月分から5月分のうち、いずれか1ヶ月分の厚生年金保険料の納付が確認できる書類の提出を認めます。

提出書類:「年金事務所へ提出した猶予の申請書」と納付状況が確認できる次の(1)~(3)のいずれかの書類

(1)納付方法による下表A~Cのいずれかの書類

	納付方法	提出書類
A	金融機関の窓口納付	金融機関の領収印が押印された納付書の写し
B	口座振替	次の①~②のいずれかの書類 ①保険料領収済通知書の写し ②納入告知書の写し及び保険料の納付が確認できる書類(ネットバンキング振込明細や通帳の写しなど)
C	Pay-easy(電子納付)	納入告知書の写し及び保険料の納付が確認できる書類(ネットバンキング振込明細や通帳の写しなど)

(2)社会保険料納入証明書の写し

(3)社会保険料納入確認書の写し